

新潟大学新学生寮整備事業の募集要項に関する質問回答(参加資格関係)

No	資料名	頁	章	該当箇所					質問事項	質問内容	回答
				節	項	(1)	(ア)	①			
1	募集要項(参加資格関係)	13	2	2	3	(1)			参加表明等の受付	「参加表明書及び参加資格確認申請書」の提出は郵送だけではなく、持参も出来ると考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
2	募集要項(参加資格関係)	13	2	2	4				民間活用地収益事業に関する提案概要書の受付	当該提案概要書の提出時に進出民間施設テナントが「未定」であり、提案書提出時までに提案したいテナントが出現した場合はその時点で提案可能でしょうか。	提案概要書では、具体的なテナント名までの記載を求めておりません。様式3-2の「運営希望者」は「提案を希望する応募企業または応募グループ」に修正しました。検討頂いている提案施設の用途や運営形態、配置等が、本学の設置目的に合致しているか、また、本学の想定外の利用により問題が生じないか等を確認するものです。また、民間活用地収益事業の提案を希望する応募企業または応募グループは、概要書の提出を必須としています。提出時において、未定あるいは検討中、現時点の想定項目がある場合は、その旨を明記してください。記載内容に応じて確認し、結果を通知させていただきます。今回の提案概要書と、12月の提案書が異なった内容であっても提案可能としますが、本学の設置目的と大きく異なる場合、設置できないことがあります。
3	募集要項(参加資格関係)	13	2	2	4				民間活用地収益事業に関する提案概要書の受付	現時点では、提案した内容の確実な実施まではお約束ができません。提案概要書に記載した内容の変更や中止が予想されます。現時点では、可能性が施設の種類をご提示するとの認識でよろしいでしょうか。また、提出期限が短すぎる為、提出期限の延長をお願いします。	ご理解のとおりです。提出期限の延長は行いません。今回の提案概要書と、12月の提案書が異なった内容であっても提案可能としますが、本学の設置目的と大きく異なる場合、設置できないことがあります。
4	募集要項(参加資格関係)	13	2	2	4				民間活用地収益事業に関する提案概要書の受付	当該提案概要書の提出時に想定していた民間施設テナントが、事業者選定後に変更となる可能性もあり得ると思料します。その場合は大学側とその時点での協議となりますでしょうか。	提案概要書では、具体的なテナント名までの記載を求めていません。12月の提案書に示していただいた民間活用地収益事業の内容や業態に変更がともなう場合は基本的に不可とします。提案内容を逸脱せず、特別な理由がある場合に限り、事前に本学と変更について協議の上で取扱いを決定します。
5	募集要項(参加資格関係)	13	2	2	4				民間活用地収益事業に関する提案概要書の受付	また、同様に事業者選定後に進出想定テナントが何らかの事情で進出を取止める可能性もあり、早急にバックアップのテナントが見つからない場合もあり得ます。その場合も大学側と対応を協議して頂くこととなりますでしょうか。	基本的には事業者選定後の民間施設テナントの変更は不可としますが、特別な理由に限り協議により決定することとします。
6	募集要項(参加資格関係)	14	2	2	6	(2)			民間付帯施設事業の回答結果通知	回答結果が、10/4となっています。仮に設置目的と合致できなくなった場合、それから取り止めにしたり、計画変更したりすることは、期間的に大変厳しいと思われます。当然、その結果に対するやり取りの期間も有ると思いますので、提出(8/30~9/3)して1週間以内に方向性だけでも示すようなことは出来ないでしょうか。	提案概要書の内容に大幅な疑義が生じた場合や、設置目的との合致が難しいと判断される場合は、できるだけ早期に連絡させていただきます。
7	募集要項(参加資格関係)	17	2	3	2				参加要件	入札参加資格及び納税証明書は写しの提出でよいか。	ご理解のとおりです。
8	募集要項(参加資格関係)	17	2	3	2				応募企業、応募グループ等にかかる各担当業務別の参加資格要件	応募グループのうち、設計として参加を予定していますが、意匠、構造、設備それぞれ会社(企業)が異なります。一方、応募グループには意匠事務所のみ入ることで考えているのですが、(意匠事務所の協力事務所として構造事務所および設備事務所等と契約を結ぶ体制)その場合、様式2-4の一覧表には協力会社として意匠事務所のみ記載でよろしいでしょうか。尚、構造事務所、設備事務所は参加資格要件を満たすものとし、様式2-6に則り必要書類を提出いたします。	問題ありません。

No	資料名	頁	章	該当箇所				質問事項	質問内容	回答
				節	項	(1)	(ア)			
9	募集要項(参加資格関係)	17	2	3	2			応募企業もしくは応募グループの参加要件	ラーニングハブに付随する食事提供施設や民間活用地収益事業を行う場合、それら業務を担う構成員及び協力企業は参加申請の対象業務ではなく、実施する企業は提案時まで用意することで構わない、との理解でよろしいでしょうか。	食事提供業務及び民間活用地収益事業を行うものが、構成員及び協力企業となることもできますが、構成員及び協力企業とならない場合は、提案時まで用意することで問題ありません。
10	募集要項(参加資格関係)	19	2	3	3	(1)	6)	応募企業、応募グループ等にかかる各担当業務別の参加資格要件	主任担当技術者を各分野に配置できることのみ記載されていますが、「様式集」の一部には主任担当技術者も実績を証する書類が必要のように記載されています。実績が必要なのは管理技術者のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式集の記載を修正しました。
11	募集要項(参加資格関係)	19	2	3	3	(1)	6)	応募企業、応募グループ等に係る各担当業務別の参加資格要件	主任担当技術者は兼任できると理解しましたが設計の管理技術者と主任担当技術者は兼任できますか	設計の管理技術者と主任担当技術者の兼任は不可とします。
12	募集要項(参加資格関係)	19	2	3	3	(1)	6)	応募企業、応募グループ等にかかる各担当業務別の参加資格要件	主任担当技術者を各分野に配置できることのみ記載されていますが、「様式集」の一部には主任担当技術者も実績を証する書類が必要のように記載されています。実績が必要なのは管理技術者のみと考えてよろしいでしょうか。	同上(No.10)
13	募集要項(参加資格関係)	20	2	3	3	(2)	3)	参加資格要件	建設にあたる施工の実績で、発注は1件であるが、複数棟の建設工事の場合、その合計が2,000㎡を超えていれば、施工実績と認められると考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
14	募集要項(参加資格関係)	20	2	3	3	(2)	4)	応募企業、応募グループ等に係る各担当業務別の参加資格要件	監理技術者又は主任技術者は、原則としてそれぞれ1名とありますが兼任は可能でしょうか？	建設の監理技術者と主任技術者の兼任は不可とします。
15	募集要項(参加資格関係)	20	2	3	3	(3)	6)	応募企業、応募グループ等に係る各担当業務別の参加資格要件	主任担当技術者は兼任できると理解しましたが工事監理の管理技術者と主任担当技術者は兼任できますか。	工事監理の管理技術者と主任担当技術者の兼任は不可とします。
16	募集要項(参加資格関係)	20	2	3	3	(3)	7)	応募企業、応募グループ等に係る各担当業務別の参加資格要件	設計の管理技術者と工事監理に管理技術者は兼務可能でしょうか？	ご理解のとおりです。
17	募集要項(参加資格関係)	22	2	3	6			特別目的会社の設立等	構成員がSPCの出資比率50%を超えるということは理解しましたが、代表企業の出資比率の制限はないという理解で宜しかったでしょうか？	ご理解のとおりです。
18	募集要項(参加資格関係)	25	3	1	1	(5)		財務状況のモニタリング	同上、SPCを組成する場合、SPCの財務状況報告を行うと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	様式集(参加資格関係)	5	2	5		(2)		参加表明及び参加資格確認申請の提出書類	印鑑の種類指定がなく、実印でなくよろしいでしょうか？(実印の場合は印鑑証明必要でしょうか？)	印鑑は実印とします。なお、印鑑証明書も必須とします。
20	様式集(参加資格関係)	5	2	5		(2)		参加表明及び参加資格確認申請の提出書類	提出は正本を1部でよろしいでしょうか？また、PDFは不要でよろしいでしょうか？(副本は不要でしょうか？)	ご理解のとおりです。
21	様式集(参加資格関係)	17	1	2				様式2-5委任状	「様式2-5委任状」について応募グループの構成員又は協力業者欄に「代表者名と印」が記載されていますが、構成員又は協力会社の「代表者名と捺印」を、代表者(代表取締役社長)から本店長又は支店長への委任状を添付すれば様式2-5に「本店長又は支店長名」で記入し、「本店長印又は支店長印」で本様式(様式2-5)に捺印し提出して宜しいでしょうか。その場合、応募グループの構成員又は協力会社の代表者から本店長又は支店長への委任状の様式は、ありますでしょうか。様式がない場合は、任意で用意し添付すれば宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。本店長又は支店長への委任については、任意様式でご提出ください。
22	様式集(参加資格関係)	17	1	2				様式2-5委任状	押印取得に時間を要するため、構成員1社と代表企業にて1枚の様式としてもよろしいでしょうか。(左上の様式番号に様式2-5-〇という通し番号を付し、構成企業の数だけ委任状を分けて提出)	問題ありません。

No	資料名	頁	章	該当箇所					質問事項	質問内容	回答
				節	項	(1)	(ア)	①			
23	様式集(参加資格関係)	18	1	2					様式2-6等 枝番の記載方法	資格要件に関する様式において、同じ業務を行うものが複数いるグループの場合、1社目の1枚目が2-6-1-1、2枚目が2-6-1-2、2社目の1枚目が2-6-2-1、2枚目が2-6-2-2のような記載でよろしいでしょうか。	問題ありません。
24	様式集(参加資格関係)	21	1	2					様式2-7 建設に当たる者の資格要件に関する書類	実績を証する資料として、「本文3を証する書類として、業務の契約書及び仕様書又は図面等の写しを、本文4を証する書類として、(中略)並びに業務の契約書、竣工時CORINSの登録内容確認書(工事实績)及び仕様書又は図面等の写しを添付してください。」とありますが、竣工時のCORINSで証明できれば、「契約書及び仕様書又は図面等の写し」の添付は不要と考えて宜しいですか。	竣工時CORINSの登録確認に加え、契約書、仕様書又は図面等の写しの添付は必須とします。
25	様式集(参加資格関係)	24	1	2					様式2-9 維持管理実績書面の添付	実績書面は対象実績の契約書コピー(該当部分のみ)でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
26	様式集(参加資格関係)	27	1	2					様式2-12 応募者の構成	様式2-12に関して、参加表明までの時間が少ないため、出資金、役割、予算など今後企業間で提案書を作成していく上で、追加、変更になる可能性が十分にあります。こちらは止む得ない事情と考えて宜しかったでしょうか？	ご理解のとおりです。
27	様式集(参加資格関係)	31	1	3					様式3-2 民間活用地収益事業に関する提案概要書	提案概要書の提出は民間付帯施設の運営希望者は必須と記載がありますが、現段階では運営希望者が「未定」であるものの提案書提出時(12月)までに提案したい事業者があった場合、提案可能でしょうか。	同上(No.2)
28	様式集(参加資格関係)	31	1	3					様式3-2 民間活用地収益事業に関する提案概要書	提案概要書提出時に記載した内容を提案書提出時(12月)までに変更もしくは中止することは可能でしょうか。	同上(No.2)
29	様式集(参加資格関係)	32	1	3					民間活用地収益事業に関する提案概要書(様式3-2)	本書の提出に際し、参加表明と同様にファイルで綴じて提出すれば宜しいでしょうか。また、正本1部のみの提出でよろしいでしょうか。	参加表明とは分けてご提出ください。 なお、正本1部のみの提出で問題ありません。
30	要求水準書/本文(参加資格関係)	19	2	3	4	(2)	ア		施工管理について	施工業務責任者は、募集要項に記載がある管理技術者又は主任技術者と考えてよろしいでしょうか。施工業務担当者とは現場担当技術者のことと考えてよろしいでしょうか。	施工業務責任者は、監理技術者と兼務可能です。 また、施工業務担当者とは現場担当技術者と同一のものと考えていただいで問題ありません。
31	要求水準書/本文(参加資格関係)	19	2	3	4	(2)	ア		施工管理	現場代理人と監理技術者は兼務できると考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書/本文(参加資格関係)	21	2	3	5		イ		工事監理に関する業務水準	工事監理者は、監督職員の業務を行うことと記載がありますが監督職員を置かずにその業務を工事監理者へ委託するというのでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	その他(参加資格関係)								個別回答について	参加表明書及び参加表明書及び参加資格確認申請書を提出するまでに、書類の体裁、考え方に質問がある場合は、個別回答頂きたいです。可能でしょうか？	提案内容に直接関わらない体裁等の質問については回答は可能です。
34	その他(参加資格関係)								代表企業	代表企業は、建設段階、維持管理段階で変更することは可能でしょうか？	代表企業は事業期間内で変更することは不可です。
35	その他(参加資格関係)								代表企業、構成員、協力会社の役割	構成員と協力企業の定義についてご教授ください。SPCから直接役割と責任を与えられている企業が構成員、構成員から役割を与えられているのが協力企業という理解で良いか？	「構成員」とはSPCへ出資をする企業のことをいい、「協力企業」とは、構成員以外でSPCから本業務を受託し又は請け負うことを予定する者をいいます。